様式第１（第６条関係）

経営指導員要件を満たすことの申告書

年　　月　　日

氏　　　　　名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成５年通商産業省令第４４号」）第７条第１項第５号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。

１．施行規則第７条第１項第５号に該当しない宣誓

①心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱 われている者

③拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

④法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

* 私は、上記①から⑤のいずれにも該当しません。

２．商工団体の役員又は職員要件

　商工団体の役員又は職員要件を満たすことを、以下のいずれかで確認が可能です。

□　在職証明

□　契約書の添付による確認

□　委任状の添付による確認

３．指定講習の受講要件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 講習種別 | 講習実施機関 | 受講年度 | 受講年度時点所属団体 | 備考 |
| 基礎講習 | 中小企業庁 | 令和　　年度 | ●●商工会 |  |
| 行政事務講習 | 中小企業庁 | 令和　　年度 | ●●商工会 |  |
| 事業継続力講習 | 中小企業庁 | 令和　　年度 | ●●商工会 |  |

　※直近受講年度及び受講年度時点所属団体を記入すること。近日中の受講を予定している場合はその旨を付記すること。

４．実務経験

実務経験を満たすことを、以下①から③のいずれかで確認が可能です。

　①組織における実務従事の経緯

小規模事業者の経営指導等に係る業務に従事し、通算３年以上の経験がある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組織名 | 行政庁の  認定等（注１） | 従事期間（注２） | 従事月数  （注３） |
|  |  | 年　 月　 日～　 年　 月　 日 | 月 |
|  |  | 年　 月　 日～　 年　 月　 日 | 月 |
|  |  | 年　 月　 日～　 年　 月　 日 | 月 |
| 通算従事月数（注４） | | | 月 |

　　※各組織の実務従事期間を証明する書類が別途必要

②法定事業計画の作成関与報告

法定の事業者向け計画の作成支援をし、異なる３か年度において各１件以上ある。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名称 | 根拠法 | 認定・承認  年月日 | 左記年月日の  属する年度 | 事業者名 |
|  |  | 年 　月 　日 | 年度 |  |
|  |  | 年 　月 　日 | 年度 |  |
|  |  | 年 　月 　日 | 年度 |  |

　　※各計画の作成支援を証明する書類が別途必要

③中小企業診断士

中小企業診断士の初回登録日から計画の事業開始初日まで、３年以上経過していることが、中小企業診断士登録証により確認が可能です。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）認定を受けようとする計画の事業開始初日 | 年　　　月　　　日 |
| （２）中小企業診断士登録証の裏面に記載されている初回登録日 | 年　　　月　　　日 |
| （３）（１）と（２）の差 | 年 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※中小企業診断士登録証の両面の写しが別途必要

以上

様式第１（第６条関係）の注記説明

注１

当該組織が、反復継続して小規模事業者の経営に係る指導又は助言に係る業務を行い得る組織であることを確認するために記載するものであるため、作成日時点において、認定等の効力を有しているか否かは問わない。

　経済産業省において認定等の事実を確認できる以下の認定等については「　」内の語句を記入する。

　・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」

　・中小企業支援法に基づく「指定法人」

　・中小企業等経営強化法に基づく「認定経営革新等支援機関」

上記以外の認定等（商工会法、商工会議所法で認定された機関等）については、根拠法令を記載するとともに、認定等の事実を証する書面等を添付すること。例えば、行政庁による定款認可等を要する法人であって、定款において事業の定めがある場合は、当該定款の写しが、認定等の事実を証する書面となる。

注２

証明書等に記載された期間数と整合性をとること。証明書等に「日」の記載がある場合は、日を記載すること。なお、「行政庁の認定等」に記載の期間が、実務従事期間を証明する書類に記載の従事期間に包含されていれば、必ずしも一致しなくてもよい。

注３

月数を整数で記載すること。証明書等に「日」の記載があり、従事期間の期初又は期末月の日数が１５日以上であれば１月とし、１５日未満の場合は月数に算入しない。

注４

通算月数が３６月以上となること。なお、３６月以上であることが確認できれば要件を満たすため、すべての職歴を記載する必要はない。